

平成26年度発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

近畿支部管内の火力発電所、水力発電所、風力発電所に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故再発防止策の確認及び事故の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 検査対象

<火力発電所>

12発電所（事業用2発電所、自家用10発電所）

<水力発電所>

6発電所

<風力発電所>

5発電所

3. 検査対象発電所の選定理由

- (1) 電気関係報告規則に基づく事故報告があった発電所
- (2) 保安の実態把握のため

4. 検査実施内容

- (1) 電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況
- (2) 電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況
- (3) 電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況
- (4) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
- (5) 事故の再発防止対策の実施状況

5. 立入検査結果（指摘・指示事項）

<事業法火力発電所>

- ・指摘事項なし

<自家用火力発電所>

- (1) 法第 39 条に規定する技術基準の適合状況
 - ・騒音が規制基準に適合していないところがある。
- (2) 法第 42 条に規定する保安規程の遵守状況
 - 保安規程
 - ・保安規程の変更が行われていない。
 - ・機器配置等を把握しておらず、図面の整備がされていない。
 - 保安教育
 - ・保安に従事する者に対して保安教育・訓練を適切かつ計画的に実施されていない。
 - 運転又は操作
 - ・事故時等における運転又は操作基準が適切に定められていない。
- (3) 電気事業法関係法令に基づく諸手続状況
 - ・ばい煙発生施設に関する工事計画届出書が届出されていない。
- (4) 定期事業者検査及び定期安全管理検査の実施状況
 - ・規定された時期に定期事業者検査及び定期安全管理検査を実施していない。

<水力発電所>

- ・指摘事項なし

<風力発電所>

- (1) 電気事業法第 42 条に規定する保安規程の遵守状況
 - 巡視点検
 - ・点検基準が実態とあっていない。